

12～17歳の人の新型コロナワクチンの追加接種(3回目)について (令和4年4月13日現在)

健康課(保健センター内 ☎ 37-3511)、岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター(☎ 0120-056-712)

12～17歳の人(希望者)も新型コロナワクチンの追加接種(3回目)の対象になりました。
2回目の接種日から6カ月以降に接種を受けられます。接種券が届いたら予約してください。

●接種券の発送スケジュール 18歳以上の人と同様に、2回目接種後、6か月後頃に、順次、追加接種(3回目)の接種券を発送しています。

※2回目接種後に岩倉市に転入した人等(市において接種記録が確認できない人を含む)で、追加接種(3回目)を希望する人は、接種券の発行申請が必要です。

●使用するワクチン 現時点では、12～17歳の人の追加接種(3回目)には、ファイザー社製ワクチンを使用します。18歳以上に用いているファイザー社製ワクチンと同じものです。

※1・2回目にモデルナ社製ワクチンを接種した人も、追加接種(3回目)でファイザー社製ワクチンの接種ができます。
※モデルナ社製ワクチンを使用する県の大規模集団接種において、12～17歳の人の追加接種(3回目)はできませんのでご注意ください。

●予約方法

※一部の市内協力医療機関では、医療機関の窓口で予約受付を行います。

※予約には接種券が必要です。

★Web予約 二次元コードを読み込んでください。市公式LINEからも予約ができます。

★コールセンター(☎ 0120-056-712 受付時間:毎日午前9時～午後7時)



ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINEで最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
なお、ワクチン接種は強制ではありません。本人または保護者の同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報
メール



岩倉市公式
LINE

令和4年度の区長の皆さんをお知らせします

問合先 協働安全課市民協働グループ(☎ 38-5803)

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	村瀬 茂三	神野町	稲葉 啓二
下本町	樋口 重仁	石仏町	堀尾 貞夫
中本町	菅原 實	北島町	近藤 卓麻
東町	石黒 豊	野寄町	柴田 敏
中野町	山田 邦夫	大地町	服部 正敏
本町(上市場)	横井 厚	中央町	中島 徳男
本町(北口)	高桑 桂一	川井町	眞野 辰男
本町(門前)	山川 潤	大山寺町	櫻井 錦一
西市町	関戸 一人	稲荷町	牧野 昭正
新柳町	櫻井 猛	曾野町	河村 善正
新柳町1区	笠原 明浩	五条町	栗原 勇吉
鈴井町	熊谷 哲男	南新町	野口 臣一
泉町	青山 典亨	東新町1区	時田 正人
八剣町	井上 聡	東新町2区	藤井 純二
井上町	船橋 正男	東新町3区	塚本 秋雄

市制 50 周年記念事業 市民の夢 協えるプロジェクト 巨大プラレールで遊ぼう!

参加
無料

問合先 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

巨大レイアウトでプラレールを走らせよう!

事前申込制

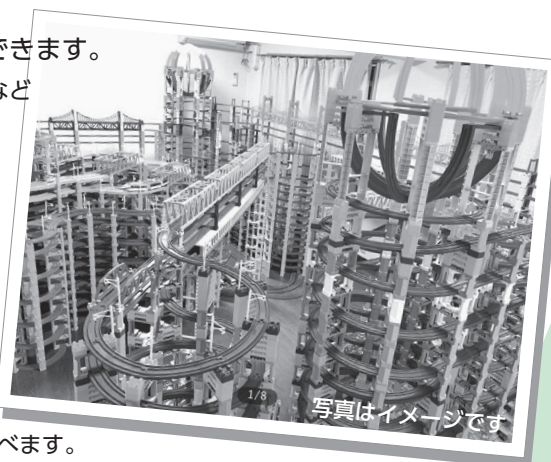
あらかじめ展示した巨大なレイアウトで遊べます。
自分の車両や、市で用意した車両を走らせることができます。

※自分の車両を走らせる場合は、車両に名前や目印を付けるなど
所有者がわかるようにしてください。

とき・定員

5月14日(土) (1～4部)・15日(日) (1～3部)
第1部 (定員 30人) 午前9時30分～10時30分
第2部 (定員 30人) 午前11時～正午
第3部 (定員 50人) 午後1時30分～2時30分
第4部 (定員 50人) 午後3時00分～4時

※第3部、第4部では、あらかじめ展示したレイアウトの他、
「巨大レイアウトを作ろう!」にて作成したレイアウトでも遊べます。



写真はイメージです

巨大レイアウトを作ろう!

事前申込制

参加者みんなで
岩倉駅を中心とした名鉄路線を
プラレールで再現しましょう!

とき・定員

5月14日(土)・15日(日)
午前10時～正午(各日定員15人)



写真はイメージです

ところ 市民プラザ
申込方法 市ホームページの申込フォームに必要事項を記載の上送信
申込期限 5月5日(木・祝)まで
その他

- ・事前申込制です。申し込みのない人の入場はできません。
- ・小学生以下は保護者の同伴が必要です。
- ・申し込みが定員を超えた場合は抽選となります(定員表記は付き添いの人を含む)。
- ・参加の可否は、後日、メールにてお知らせします(定員に満たない場合も含む)。
- ・当選した時間帯で自由に入退場可能ですが、終了時刻にはご退場いただきます。

申込フォームは
こちら



申込不要 自由に遊べるコーナー

ご寄附いただいたプラレール部品等で自由に遊べます。

※混雑状況により入場制限を行う場合があります。

●とき 5月14日(土)午前9時30分～午後4時
15日(日)午前9時30分～午後2時

イベントで使用したプラレールのうち、
ご寄附いただいた部品等を市民プラ
ザ市民活動支援センターにて配布しま
す。※5月15日(日)の午後3時から。
無くなり次第終了。

※駐車場に限りがありますので、お近くの方はなるべく徒歩または自転車でお越しください。

50th
Anniversary
岩倉市制 50 周年

市制50周年記念事業

「体験型まちづくりゲームⅡ」 いわくら50thのあゆみ

問合先 第一児童館（☎38・1106）または、各児童館

令和3年10月に実施した「体験型まちづくりゲーム」で好評いただいたことを受け、再び開催します。

親子ですごろくゲームをしながら、岩倉の50年分の出来事を体験してみませんか。

※内容は、前回の「体験型まちづくりゲーム」と同じです。

●とき 5月21日(土)午後1時より順次スタート

●ところ 第一児童館

●参加費 無料

●対象 市内小学生親子

●定員 30組

●申込方法 4月25日(月)から申し込みます。

直接、最寄りの児童館にお申し込みください。
※定員になり次第締め切ります。



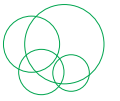
岩倉市職員人事異動をお知らせします（令和4年4月1日付）

問合先 秘書企画課秘書人事グループ（☎38-5801）

（ ）内は旧職名

【課長級】 健康福祉部健康課専門員 城谷睦（健康福祉部健康課主幹兼新型コロナウイルスワクチン接種推進担当）、消防本部消防署消防署長 伊藤徹（消防本部消防署消防副署長）

【主幹級】 会計課主幹 佐藤さとみ（会計課統括主査）、消防本部総務課主幹 伊藤孝夫（消防本部総務課統括主査）、教育こども未来部子育て支援課子ども発達支援施設所長 奥田慶子（教育こども未来部子育て支援課子ども発達支援施設統括主査保育士）、教育こども未来部子育て支援課北部保育園園長 長谷川知子（教育こども未来部子育て支援課西部保育園園長）、教育こども未来部子育て支援課南部保育園園長 鈴木麻恵（教育こども未来部子育て支援課北部保育園園長）、教育こども未来部子育て支援課西部保育園園長 南達磨（教育こども未来部子育て支援課西部保育園統括主査保育士）、教育こども未来部子育て支援課下寺保育園園長 中島光恵（教育こども未来部子育て支援課南部保育園園長）



漏水調査を実施します

上下水道課 上水道グループ (☎38・5816)

本市の配水管は、布設後25年から45年を経過している管が大半を占めていることから、老朽化した配水管の破損に伴う漏水件数が増加しています。このため、配水管の適切な維持管理と、道路陥没などの事故防止を図ることを目的として、令和3年度から令和5年度までの3年間で、市内全域の配水管等について漏水調査を実施します。

●調査内容 配水管が埋設されている道路において、漏水探知機を用いた調査を実施します。車両の走行音や使用水量の影響を考慮し夜間での調査も実施します。

●調査実施期間 5月16日(月)～7月29日(金) (土・日曜日、祝日は実施しません)。

●調査時間 午前9時～午後5時

・夜間 午後10時から翌日午前4時

●調査会社 ヴェオリア・ジエネッツ株式会社中部支店

●その他 調査員は写真付き身分証明証および水道事業の腕章を携帯しています。

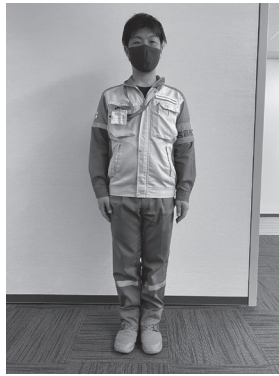
調査により漏水が発見された際には、漏水場所を特定するため付近の水道メーターで音聴棒による調査を実施させていただく場合がありますが、その際には、調査員が声をかけさせていただきます。

※夜間に宅地内に立ち入ることはありません。

※調査員が調査費用や物品の販売などによる金品を請求することは一切ありません。



弁栓音聴調査



調査員

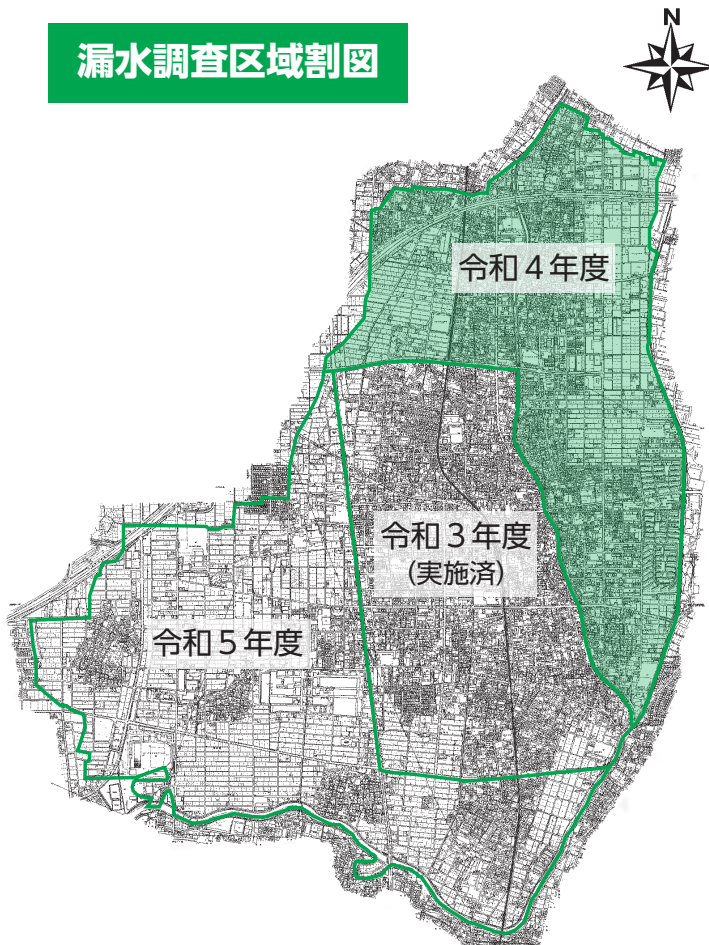


路面音聴調査(夜間)



漏水確認調査

漏水調査区域割図



令和4年度市民活動助成金対象事業が決定しました

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。2月19日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報いわくらにてお知らせしていきます。

団体名	事業名	活動内容（予定）
◆はじめの一步コース（設立して3年以内の団体が、一步踏み出すためにチャレンジする公益性を有する事業）		
メディカルサポートあざりあ	医療福祉分野の有資格者による安心して住み続けられる町づくりに貢献するボランティア事業	市民団体として救護所支援と市のイベント巡回を実施して市民の安全・安心をサポートする。
ナチュラルすまいる@いわくら	食育を通して地域貢献	食育や食の安全などをテーマにミニ講座を月1回開き、参加者で話し合いをして食に関する市民の意識を高める。
◆市民提案・公益的事業コース（団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業）		
プロジェクトスペース「hazi」事務局	いわくらしやすいまちのアート系プロジェクトスペース「hazi」にて、地域社会と文化芸術の関わりづくりプロジェクト「スタートからいちばん近いゴール（仮）」の実施	駅近の空き家を改装した拠点にて、県内外で活動する若手アーティストを招聘し、滞在制作や展覧会、アートイベント等を行う。現代アートや文化芸術に対して理解を深める土壌を育み、アーティストの視点から岩倉を見直し地域社会の魅力を再認識する機会をつくる。
Mugi ストローライフ岩倉	麦わらを使った「ストロー」作り	プラスチックストローの代替品となる「麦わらを使ったストロー」を作ることで、プラスチックゴミ削減による環境保全活動を行う。麦刈り体験や麦ストロー作り体験のイベントを開催する。
いわくらい部♪	寺おん×縁日 2022	「お寺」を中心とした音楽ライブと縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日 2022』を開催する。
おむすび	子ども応援事業	毎週火曜日に子どもおむすび食堂を実施する。子どもたちの楽しい経験を増やすイベントを開催する。また、子どもと大人の学び場として勉強会を実施する。
岩倉ボランティアサークル	冬のたこたこ！つるつる！キャンプ	日本独自の文化である冬場の風揚げや、うどん作りという「和」を取り入れたものを子どもたちが主体となって作成・体験し、人と触れ合うことの楽しさを思い出し、日本の伝統文化に触れるきっかけを創り出す。
地域のしあわせを考える会	いわくるくるネットワークを創ろう☆	多くの情報をきっかけとして相互理解や交流などができるように、人と人をつなげるためのネットワークを広く市民と共に創る。Facebook グループの運営、HPとパンフレット作り、ワークショップ開催、古代小麦の栽培などを実施する。
◆行政提案・協働事業コース（市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして行政と協働で取り組む事業）		
いわくらにほんごクラス	外国人向け「はじめての日本語教室」の実施	日本語がほとんど話せない外国人を対象に、初期レベルの日本語教育を対話型学習にて実施する。
HLC ふれあい塾	デジタル教室の開催	デジタルに不慣れな市民に対し、スマートフォンやタブレットを利用して、生活に必要な情報収集やオンライン手続きができるようにするため、地域で講習会を実施する。
一般社団法人はーとプロジェクト（おりーぶおりーぶ岩倉）	ひきこもりを対象としたサロンの実施	不登校など様々な事情でひきこもる子ども等が相談できる場をつくる。子ども等が利用しやすいイベントを組んだり、保護者向けの研修会等を実施する。

岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

問合せ 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	聞き取り調査等で承認された人を対象に、給食を配達します（年末年始を除く）。 ※市の助成額 1食 300 円	ひとり暮らし認定がある人、または 75 歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり、相談をお聴きしたりします ※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	要支援・要介護認定を受けた、ひとり暮らし認定、または 70 歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥（年 1 回）・乾燥（年 2 回）します。	・ひとり暮らし認定がある人 ・常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で 3 カ月以上介護している人に月額 5,000 円の手当を支給します。	要介護 4・5 の人や、常時ねたきりの人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、生活用具として電磁調理器を支給します。 ※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います（年 6 回）。	在宅で、65 歳以上の要介護 4・5 の人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品（紙おむつ）の利用券を支給します。 ※非課税世帯（要介護者および家族介護者の属する世帯全員）が対象です。	市民税非課税世帯で、要介護 4・5 の人を在宅で介護している人
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65 歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85 歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券（基本料金と迎車料金を助成）を支給します（月 2 枚）。	85 歳以上の人
	要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金（1 回 500 円を限度）を支給します（月 2 枚）。	65 歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限 5,000 円）を助成します（月 1 枚）。	在宅で、要介護 4・5 の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器（自前で準備した警報器）を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし認定がある人、または 75 歳以上の高齢者のみの世帯
高齢者見守り家族支援サービス	行方不明になる可能性のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸し出します。 ※月額利用料と情報提供料を利用者に負担していただきます。	要支援・要介護認定を受けた人の介護者、または行方不明になる可能性のある高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限 20 万円）を助成します ※所得要件があります。	市内に 1 年以上在住し、市税を滞納していない 65 歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します（上限 50 万円）。 ※所得要件があります。	65 歳以上の人で介護認定を受けたことがある人等
高齢者等救命バトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトン一式を配布します。	障害・病気等で健康状態に不安を抱える人
認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録をしておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。事前登録した人は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができます。	65 歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人（若年性認知症の人も含む）

※ひとり暮らし認定は、65 歳以上のひとり暮らしの人で、市が認定した人です。

岩倉市の障がい者福祉サービスをお知らせします

問合せ先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

心身に障がいのある人の日常生活を支援し、また、介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。それぞれに要件がありますので、事前に福祉課までご相談ください。

事業名	内 容	対象者
心身障がい者 扶助料	対象者に月額 3,000 円を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※施設入所者は除く
	対象者に月額 2,500 円を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 3・4 級 ②療育手帳 B 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 2 級 ※施設入所者は除く
	対象者に月額 1,500 円を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 5・6 級 ②療育手帳 C 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級 ※施設入所者は除く
在宅重度 障害者手当	対象者に月額 15,500 円を支給します (1 種) ※所得制限、併給制限あり	身体障害者手帳 1・2 級かつ I Q 35 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
	対象者に月額 6,750 円を支給します (2 種) ※所得制限、併給制限あり ※手帳初回交付時に 65 歳以上であった場合、支給対象となりません	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
特別児童 扶養手当	対象者に月額 52,400 円を支給します ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 35 以下程度 ②身体障害者手帳 1～2 級程度 ※施設入所者は除く
	対象者に月額 34,900 円を支給します ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 50 以下程度 ②身体障害者手帳 3 級 (4 級の一部含む) 程度 ※施設入所者は除く
特別障害者 手当	対象者に月額 27,300 円を支給します ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 ①身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がい者が重複してある人 ②身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人で、I Q 20 以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人 ③身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは常時介護が必要な精神障がいがある人で、他に身体障害者手帳 3 級相当の障がい者が 2 つ以上ある人 ④身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く
障害児福祉 手当	対象者に月額 14,850 円を支給します ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く
日常生活用具の 給付等	重度の障がい児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などの購入または貸与にかかる費用を助成します ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者は除く
ストマ装具の 保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具 (概ね 10 日間分) をお預かりし、市役所庁舎倉庫で保管します	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性特定疾病 児童日常生活 用具給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などの購入にかかる費用を助成します ※収入によって費用の一部自己負担があります	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人
補装具費の支給	身体障がい者に対し、身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成します ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり 難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等
軽度・中等度 難聴児 支援事業	身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴のお子さんの聞こえの改善と言葉の習得を促進するため、補聴器の購入にかかる費用を助成します	次の全ての要件を満たす人 ①市内に住所を有している 18 歳未満の人 ②両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する人 ④市民税所得割額 46 万円以上の人がない世帯に属する人

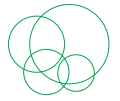


事業名	内容	対象者
心身障がい者 福祉タクシー 料金助成利用券	心身障がい者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月3枚お渡しします	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳1・2級 ②身体障害者手帳内容に、下肢3級、体幹3級または視覚の3級が記載 ③療育手帳A判定 ④精神障害者保健福祉手帳1級
リフトタクシー 料金助成	通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限5,000円）を助成します（月1枚）	次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護4または5で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹1級で在宅の人
手話通訳者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話によって意思疎通が図れる人
要約筆記者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話、口話が理解できない人
身体障がい者 住宅改善費助成	身体障がい者に対し、住宅改善に要する対象工事費の2分の1を助成します（上限50万円）	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障がい1級・2級をお持ちの人
障害者等賃貸住宅 住み替え助成	障がい者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限20万円）を助成します ※所得要件があります	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人
有料道路 通行料金の割引	身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります	身体障害者手帳または、療育手帳A判定をお持ちの人
NHK受信料の 免除	障がい者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます ※障がい等級、所得等に制限あり	障害者手帳をお持ちの人
自動車運転免許 取得費助成	障がい者の自動車運転免許取得費の一部を助成します（費用の3分の2以内、上限10万円） ※所得制限あり	障害者手帳をお持ちの人
自動車改造費 助成	身体障がい者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します（上限10万円） ※所得制限あり	身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障がい者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います	身体障害者手帳の体幹・下肢障がい1級・2級をお持ちの人
心身障害者扶養 共済	障がい者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障がいとなった場合、障がい者に年金を支給します（年金1口当たり2万円） ※掛金は加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります	身体障害者手帳1～3級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者 受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します	市内に1年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
デジ図書 再生機の貸し出し	デジ図書などを再生できる視覚障がい者用ポータブルレコーダーを貸し出しています 貸し出しは無料で、30日以内です	市内在住者で、デジ図書再生機の利用を必要とする人、市内の心身障がい者福祉団体
ヘルプマーク・ ヘルプカードの 配布	援助が必要な人が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求める一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します	援助が必要な人 その他、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする人
自立支援 医療の給付	育成医療 ※所得 制限あり	身体機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）
	更生医療 ※所得 制限あり	身体機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）
	精神通院 ※所得 制限あり	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付を行います ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）

事業名	内容	対象者
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します	自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人
	保険診療のうち自己負担分を支給します ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A、B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定4または5を受け、生活介護を3カ月以上継続して受けている人で、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯の人で、税法上の被扶養者になっていない人
	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します	後期高齢者医療制度の加入者で、自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します	後期高齢者医療制度の加入者で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での入浴や食事などの介助や外出時の移動の補助をします
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある人へ、外出時に同行して移動の援護をします
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に、必要な介助や外出時の移動支援をします
	重度障がい者等包括支援	重度の障がいがある人が生活するために、複数の障がい福祉サービスを組み合わせ生活の支援をします
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の入所をし、必要な支援を提供します
	療養介護	医療が必要な障がいのある人に、病院で医療を受けながら、日常生活の支援をします
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のための訓練をします
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練をします
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動の機会の提供や知識・能力向上の訓練、求職活動に関する支援をします
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が継続して就労できるように相談支援や企業との連絡調整をします
	就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所では働くことが困難な人へ、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練をします
	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対して、巡回訪問や随時の相談に応じて、生活力等の向上のための支援をします
	共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が、共同生活住居に入居し、日常生活ができるよう援助をします
支援相談	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援をします
	地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人などに対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援をします
通所給付	児童発達支援	小学校入学前の障がいのある子どもに、日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練などをします
	医療型児童発達支援	小学校入学前の医療が必要な障がいのある子どもに、医療行為を含めた児童発達支援をします
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいがある子どもの居宅に訪問して発達支援をします
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、学校の終業後または休校日に生活能力向上の訓練等をします
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある子どもが集団生活をできるように支援します
支援事業	相談支援	困り事や、サービスの利用等についての相談に応じ、助言や必要な支援をします
	移動支援	移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加の促進のためヘルパーが外出支援をします
	地域活動支援センター	障がいのある人に生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援をします
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、日中活動の場を提供します

●「障害」と「障がい」表記について 国の法令や要綱等に基づくもの、または固有名詞については「障害」。
それ以外は「障がい」と表記しています。



「外国人サポート窓口」を利用してください

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

外国の人が市役所に来たとき、いろいろな国の言葉で手続きをサポートします。また、いつもの生活で困っていることを相談することができます。

必要に応じて、担当する部署や、市役所以外の専門機関へ案内します。

●とき 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで

●ところ 市役所1階市民窓口課(予約なし)

●連絡先 ☎ 38-5040

●対応言語 ポルトガル語、スペイン語が話せる人がいます。それ以外の言葉は翻訳機での対応となります。

スマートフォン決済アプリで税金の納付ができます

税務課収納グループ (☎ 38-5806)



市役所や金融機関、コンビニエンスストア等の窓口に出向くことなく、スマートフォン等で納付書のバーコードを読み込み納付することができます。

事前にスマートフォン等に利用可能なアプリをインストールして、登録手続きを行ってください。スマートフォン決済の手数料はかかりませんが、インターネット接続料やデータ通信料は利用者のご負担となります。令和4年4月からFamiPayとauPAYでも納付できるようになりました。

●利用可能なスマートフォン決済アプリ

- ・LINEPay
- ・PayPay
- ・PayB
- ・FamiPay
- ・auPAY

●対象税目

- ★個人市民税・県民税(普通徴収分)
- ★固定資産税・都市計画税
- ★軽自動車税種別割
- ★国民健康保険税

●注意事項

- ・市から領収証書は発行されません。
※軽自動車税を納期限までにスマートフォン決済アプリで納付した人は、納付確認後に車検用納税証明書を送付(6月中旬)します。
- ・市役所窓口で納税証明書が発行できるのは、納付手続を完了した日から概ね2開庁日以降となります。お急ぎの人は、納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。
- ・バーコード印字のない納付書は利用できません。
- ・納付後に、アプリから取り消すことはできません。使用した納付書は破棄するなど、二重納付にご注意ください。
- ※詳しくは市ホームページをご確認ください。

軽自動車税種別割の納税についてお知らせします

税務課市民税グループ (☎38・5806)

軽自動車税種別割は令和4年4月1日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有されている人に課税されます。

今年度の軽自動車税種別割の納期限は、5月31日(火)です。お忘れなく納税してください。

車検用納税証明書について

納付書で納付する場合、納付書の控えを車検用納税証明書として使用してください。なお、督促状で納付した場合、納付書の控えは車検用納税証明書として使用できないためご注意ください。

□座引落としまたは納期限までにスマートフォン決済アプリで納付した人へは、納付確認後（6月中旬）に車検用納税証明書を送付します。

税率について

標準税率については下表に記載のとおりです。

最初の新規検査から13年が経過した車両（平成21年3月31日以前に最初の新規検査が行われた車両）について、通常より高い税率が適用されます。

また、令和3年度に新規検査が行われた電気自動車等については今年度のみ税率が軽減されます。

詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または市ホームページをご確認ください。

軽自動車税種別割の減免

身体が精神に障害のある人の軽自動車税を減免します（1人につき1台に限る）。

●減免の対象 身体障害（障害の区分や級別による可否あり）または精神1級の障害を持ち、手帳の交付を受けている人が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満の人は精神障害者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む）

●申請に必要なもの

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等
- ・車検証
- ・個人番号の分かるもの

●申請期限 5月31日(火)

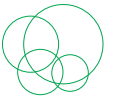
1. 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

車両区分		税率
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
ボートトレーラー		3,600 円

2. 四輪以上および三輪の軽自動車

			最初の新規検査が 平成 27 年 3 月 31 日 までの車両	最初の新規検査が 平成 27 年 4 月 1 日 以降の車両	最初の新規検査から 13 年が経過した車両
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円





令和4年度に行う

市民参加の予定を公表します

協働安全課市民協働グループ（☎38・5803）

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、審議会・意見交換会・アンケート・パブリックコメントなどの市民参加の機会を設けています。

令和4年度の市民参加を予定している計画等は、次のとおりです。

【策定または変更】

- ・岩倉市自治基本条例
- ・第3期岩倉市地域福祉計画
- ・第9期岩倉市高齢者保健福祉計画
- 及び介護保険事業計画
- ・岩倉市環境基本計画
- ・岩倉市農業振興地域整備計画
- ・石仏公園整備計画案
- ・五条川小学校区統合保育園基本構想

【進捗等の評価】

- ・岩倉市自治基本条例
- ・岩倉市市民参加条例
- ・第5次岩倉市総合計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画
- ・岩倉市行政改革行動計画
- ・第2期岩倉市地域福祉計画
- ・岩倉市自殺対策計画
- ・第5期岩倉市障がい者計画
- ・第8期岩倉市高齢者保健福祉計画
- 及び介護保険事業計画
- ・岩倉市環境基本計画
- ・第5次岩倉市一般廃棄物処理計画
- ・第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

それぞれの実施内容や時期は、二次元コードから一覧表で見ることができます。



協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合先】市民活動支援センター（市民プラザ内☎・FAX 37-0257）

【掲載に関する問合先】協働安全課市民協働グループ（☎38-5803）

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』にご登録ください。
主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



『寺おん×縁日 2022』 （市民活動助成金対象事業）

●問合先 「いわくらしい部」 山口（☎080-5120-9402）

地域の「お寺」を会場に音楽ライブと縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日 2022』を開催します。岩倉市の新しい集いの場「夢さくら公園」も会場となります。音楽、手作り品、グルメの一日をお楽しみください。

●とき 5月29日(日)午前10時～午後3時

●ところ 夢さくら公園および長遠寺

●内容 プロ・アマチュアミュージシャンのライブと、手作り品の販売や軽食などの販売

●参加費 無料

●申し込み 不要

★来場先着200人に「オリジナルうちわ」をプレゼント！